

令和３年関川村議会３月（第３回）定例会議会議録（第３号）

○議事日程

令和３年３月１９日（金曜日） 午後３時 開会

- 第 １ 議案第２３号 令和３年度関川村一般会計予算
 - 第 ２ 議案第２４号 令和３年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
 - 第 ３ 議案第２５号 令和３年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
 - 第 ４ 議案第２６号 令和３年度関川村介護保険事業特別会計予算
 - 第 ５ 議案第２７号 令和３年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 ６ 議案第２８号 令和３年度関川村宅地等造成特別会計予算
 - 第 ７ 議案第２９号 令和３年度関川村有温泉特別会計予算
 - 第 ８ 議案第３０号 令和３年度関川村下水道事業会計予算
 - 第 ９ 議案第３１号 令和３年度関川村簡易水道事業会計予算
 - 第１０ 議案第３２号 関川村健康増進施設工事請負契約の締結について
 - 第１１ 同意第 ３号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて
 - 第１２ 陳情第 １号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情
 - 第１３ 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 １ 議案第２３号 令和３年度関川村一般会計予算
- 第 ２ 議案第２４号 令和３年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 ３ 議案第２５号 令和３年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 ４ 議案第２６号 令和３年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 ５ 議案第２７号 令和３年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 ６ 議案第２８号 令和３年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 ７ 議案第２９号 令和３年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 ８ 議案第３０号 令和３年度関川村下水道事業会計予算
- 第 ９ 議案第３１号 令和３年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第１０ 議案第３２号 関川村健康増進施設工事請負契約の締結について
- 第１１ 同意第 ３号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 第１２ 陳情第 １号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情

追加日程第1 発案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
第13 議員派遣

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君
副	村	長	宮	島	克
教	育	長	佐	藤	修
総	務	政	策	課	長
野	本	誠	君		
住	民	税	務	課	長
渡	邊	浩	一	君	
健	康	福	祉	課	長
佐	藤	充	代	君	
農	林	課	長	富	樫
建	設	課	長	渡	邊
教	育	課	長	熊	谷
吉	則	君			
健	康	福	祉	課	参
佐	藤	恵	子	君	
住	民	税	務	課	参
須	貝	博	子	君	
観	光	地	域	政	策
大	島	祐	治	君	

○事務局職員出席者

事	務	局	長	河	内	信	幸
主		幹		渡	辺	め	ぐ
						美	

午後３時００分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第 1、議案第23号 令和3年度関川村一般会計予算

日程第 2、議案第24号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 3、議案第25号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第 4、議案第26号 令和3年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第 5、議案第27号 令和3年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6、議案第28号 令和3年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第 7、議案第29号 令和3年度関川村有温泉特別会計予算

日程第 8、議案第30号 令和3年度関川村下水道事業会計予算

日程第 9、議案第31号 令和3年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第23号 令和3年度関川村一般会計予算から日程第9、議案第31号 令和3年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については、令和3年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤敏哉さん。

○予算審査特別委員長（伊藤敏哉君） 予算審査特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより討論、採決に入ります。

委員長、ご苦労さまでした。

初めに、議案第23号 令和3年度関川村一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度関川村介護保険事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度関川村後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討

論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度関川村宅地等造成事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和3年度関川村有温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度関川村下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度関川村簡易水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第32号 関川村健康増進施設工事請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第32号 関川村健康増進施設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第32号は、財産の取得についてでございます。道の駅の再整備の一環としまして整備を進めております健康増進施設の請負工事契約でございます。既に仮契約を締結しておりまして、議会の議決をいただいて本契約にするものでございます。

詳細につきまして、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、関川村健康増進施設工事請負契約の締結について説明させていただきます。

契約の目的、関川村健康増進施設工事。施工場所、関川村大字下関地内。契約の方法につきましては、公募型プロポーザルによる随意契約でございます。契約金額、1億4,718万円でございます。契約の相手方、大和リース株式会社新潟支店でございます。

なお、お手元にカラー刷りの資料をお配りさせていただいておりますが、これはプロポーザル審査の際に提示いたしました資料の一部でございます。参考にご覧いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番加藤です。

この図面を拝見して、健康増進施設とゆ〜むの間に通路を設け、行ったり来たりできるとのことですけれども、これに伴ってゆ〜むを休館にしなければいけないこととかがあるかをお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） この取付けにつきましては、休館を予定してございません。休みの日に合わせて実施する予定でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番小澤です。

この健康増進施設の契約で、プロポーザルのプレゼンのところに設計・施工のプロポーザル方式ということで載っていたかと思うんですが、施工業者も今回契約に当たる大和リース株式会社さんが施工されるという認識でよろしかったですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） そのようになります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 令和3年度の予算書も見てもそうですし、ずっと例年、村の建設土木事業者さんでもなかなか村で仕事がないという状況が続いておりますので、極力工事に関しては村内業者さんをというところをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、村としましてもそのようには検討させていただきたいと考えましたが、これまでのこういったトレーニング施設、健康増進施設の施工という面を考えまして、そういう実績のあるところ、そういう部分に提案をいただけたところという観点で今回については行わせていただきました。

なお、この工事に至って、下請け工事とかそういった部分では地元の業者を優先的に使ってほしいということを仕様書に記載させていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） この大和リース株式会社さんがこれまでの実績がある企業だとお聞きしたん

ですけれども、その実績について何か主なところでご紹介いただけるものがあればお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 申し訳ございません、参考の資料、今手持ちにないものですから、後ほど回答させていただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第11、同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについて

日程第11、同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第3号は、関川村副村長の選任につき同意を求めるものでございます。

これまで3年間私を補佐していただきました宮島さんが、今年度いっばいで副村長を辞任されます。大変お世話になりました。

その後任としまして、新潟県の課長級職員であります角 幸治さんを副村長に任命したいと思いますので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の略歴が添えてありますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時17分 休 憩

午後 3時18分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

角 幸治さんに申し上げます。

同意第3号 関川村副村長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しましたので、本席から告知いたします。

角 幸治さんから選任の挨拶の申出がありました。発言を許可します。

○新副村長（角 幸治君） このたび村議会のご同意をいただき、4月1日付で副村長に就任することとなりました角 幸治と申します。何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日はこのような発言の場を設けていただきましてありがとうございます。この場に立ってみて、改めて副村長という職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いでございます。副村長という立場に就いたからには、村民の皆様にとって豊かで住みよい、活気ある村となるよう、加藤村長をお支えし、議員の皆様のご指導をいただきながら、誠心誠意、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、新たに関川村の一員に加えていただくに当たりまして、少し私の自己紹介をさせていただきます。

私は昭和45年生まれの50歳。新発田市在住で、妻と大学生の娘と高校生の息子がおります。まず、私の角という名字について聞き慣れない方も多いと思いますが、私の両親はもともと鹿児島県出身でございまして、東京で就職。その後、転勤に伴い、旧中条町を経て新発田市に移住いたしました。そのため、私は生まれは東京ですが、幼稚園から高校までを新発田市で過ごしてまいりました。その後、新潟大学経済学部を卒業後、新潟大学大学院で地方財政を専攻いたしましたが、1年で中

退し、平成6年に新潟県庁に入りました。

県庁では主に財政や税務関係の業務に従事してきたところですが、その中で市町村とやり取りする業務にも多く携わってまいりました。これまでの業務を振り返ってみますと、県庁では県職員としての視点で、統計的な数値や間接的な情報を基に予算の配分や事業の選定を進めておりました。それが県の仕事と言われればそれまでかもしれませんが、仕事の結果が本当に住民のためになっているのかどうか実感できず、もどかしく思うところもございました。

このたび、関川村で直接住民の皆様の顔を見て、声をお聞きしながら働けることは、私にとって大変うれしく思っているところでございます。今後は県職員ではなく関川村職員の視点に切り替え、少しでも早く村の実情や課題を把握した上で、これまでの知識や経験を生かせるよう努めてまいりたいと考えております。そのためにも、私自身、地域の皆様とお会いしていろいろなお話をお伺いしたいと思ひますし、もちろん議員の皆様からも地域のお話などをお伺いできればと思ひております。

最後になりますが、私も関川村の一員として加藤村長の下、村職員の皆様と協力しながら、よりよい関川村をつくってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（渡邊秀雄君） これで、副村長の選任の挨拶を終わります。

宮島克己さんから退任の挨拶の申出がありました。発言を許可します。

○副村長（宮島克己君） このたび、4年の任期途中ではございますが、3月31日をもちまして副村長を退任することになりました。3年という短い期間でしたが、議員の皆さんをはじめ村民の方々からは関川村に全く縁もゆかりもなかった私を村の仲間として温かく受け入れていただき、大変ありがとうございました。

就任早々から様々な村の行事に参加させていただき、村民の皆さんからいろいろなお話を聞かせていただきながら、副村長としてどれだけ加藤村長の補佐ができたのか、また村のために何をなしたのか、今はっきりとお示しできませんが、村の将来を思い、自分では精一杯努めたつもりでございます。

職員に対しては退任の日にまた挨拶する機会があると思ひますので、今回は議員の皆様へ退任の一言ご挨拶を述べさせていただきます。

よく行政と議会は車の両輪だと言ひます。県庁にいたときも、地元の皆さんの声をよく聞きながら事業を進めていくと言うと、県議会の議員さんからは地域から選挙で選ばれた自分が地元の声だというお叱りを受けたこともございます。この村議会の場における質疑は、村民からの様々な声を聞いたその代表としての皆様議員と村長はじめ役場職員の行政機関の議論の場であり、議会が活発

化して様々な角度から村政について意見を言い合える良好な関係が、まさに車の両輪がうまく働くということだと思います。今後も村議会での議論が活発化し、さらに村の活性化が進められることを退任後も期待して、一県民として見守っていきたいと考えております。

本日はこのような退任の挨拶の場を設けていただきまして、大変ありがとうございました。3年間お世話になりました。（拍手）

○議長（渡邊秀雄君） これで、副村長の退任の挨拶を終わります。

しばらく休憩します。

午後 3時24分 休 憩

午後 3時25分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時28分 休 憩

午後 3時29分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1 発委案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、発委案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

発委案第1号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和3年3月19日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会

委員長 高 橋 正 之

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

文章については割愛させていただきます。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金・時間給1,500円を目指すこと。
2. 政府は、最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように中小企業のへ支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

（意見書の提出先）

内 閣 総 理 大 臣 菅 義 偉 様

厚 生 労 働 大 臣 田 村 憲 久 様

中央最低賃金審議会会長 仁 田 道 夫 様

○議長（渡邊秀雄君） これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、発委案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにし
ます。

日程第13、議員派遣

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議員派遣を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定し
ました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時33分 散 会